

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
附属学校を置く各国公立大学
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体

「GIGA スクール構想の実現」事務担当者 殿

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

GIGA スクール構想に関する教育関係者の皆様へのアンケートについて（情報提供）

GIGA スクール構想によるデジタルを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、文部科学省が実施する「GIGA StuDX 推進チーム」の取組等の様々な機会を通じて、教育現場における導入状況や他地域への模範となる先進事例をはじめとした様々な現場の声を全国からいただいているところです。

一方、政府におきましても、去る5月12日にデジタル改革関連法が成立し、本年9月1日のデジタル庁の創設を一つの画期として、社会全体のデジタル化を本格的に進め、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指すべく、現在、準備を進めているところです。

デジタル庁においては、行政分野をはじめとした国民へのサービスの抜本的な改善に向け、国や地方自治体の情報システムの刷新にとどまらず、生活に密接に関連しているため国民から期待が高い健康・医療・介護分野や教育分野について、官民連携したデジタル化を進めるべく、関係府省と連携して、データの標準化や必要なシステムの構築を進めることとしています。

そこで、まずは GIGA スクール構想で整備された一人一台端末の効果的な活用に向け、端末やネットワーク環境、デジタル教材や教育方法、学校現場におけるデジタル人材といった様々な現場の課題を幅広く把握し、今後の政策の検討・改善に向けた議論を関係府省で進めてまいります。つきましては、教職員や児童生徒をはじめ、幅広く教育関係者の皆様からの声を改めて募集させていただきたく、アンケート調査（匿名回答）を実施いたします。

以上について、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。詳細は、別紙及び下記のリンクを御参照ください。

- ・デジタル庁（準備中）：<大人用><https://www.digital.go.jp/posts/IKArEhyI>
<子供用><https://www.digital.go.jp/posts/APzucCWQ>

（本件担当）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 横田（03-4477-6775）（代表）